

公益社団法人土浦法人会女性部会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人土浦法人会女性部会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、公益社団法人土浦法人会（以下「法人会」という。）事務所内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、法人会員企業に関係する女性の特性を活かし、税務、経理、経営等の自主的研修などを行い、部会員相互の親睦をはかり、もって、企業経営の発展に資するとともに、法人会の事業を積極的に支援し、その発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 税務、税制及び経営上必要な説明会、研修会、研究会、講演会等を開催すること。
- (2) 懇親会その他親睦事業を開催すること。
- (3) 法人会の会員増強運動をはじめ、法人会及び各地区会の行なう種事業を積極的に支援し、その目的達成に協力すること。
- (4) 上部団体及び友誼団体で開催する事業に参加すること。
- (5) その他目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格及び入会)

第5条 本会の会員たる資格を有する者は、法人会に所属する会員企業の女性であり、かつ本会の目的及び事業活動に賛同する者とする。

2 本会の部会員になろうとする者は、所定の手続により、入会することができる。

(退 会)

第6条 本会を退会しようとする者は、所定の手続きにより退会することができる。

第4章 役 員

(役員の種類)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第8条 部会長、副部会長並びに理事及び監事は、総会において部会員の中から選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結までとする。ただし、重任を妨げない。

2 増員又は補欠のために選任された役員任期は、第1項本文の規定にかかわらず、

それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第10条 部会長は本会を代表し、本会の業務を総理するものとする。また、法人会の会議に出席し、女性部に関する事項について意見を述べることができる。

- 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は本会の業務を執行する。
- 4 監事は本会の会計を監査する。

(顧問)

第11条 本会に必要なに応じて、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、本会の目的達成のため、必要な事項について会長の諮問に応ずるものとする。

第5章 会 議

(会議の種類、構成及び議長)

第12条 本会の会議は、総会及び理事会とし、部会長が招集して、その議長となる。

- 2 総会は、部会員の全員をもって構成する。
- 3 理事会は部会長、副部会長並びに理事をもって構成する。
- 4 監事及び顧問は必要なに応じて理事会に出席し、意見をのべることができる。

(会議の議決)

第13条 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

(総会の招集及び付議案件)

第14条 総会は、年1回、事業年度終了3ヶ月以内に開催する。

- 2 総会は、この規約に定めがあるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び事業計画
- (2) 収支決算及び収支予算
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

(理事会の審議事項)

第15条 理事会は次の事項を審議するものとする。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 本会運営に関する重要な事項
- (3) その他部会長が特に必要と認めた事項

第6章 会 計

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は毎年4月に始まり、翌年3月31日に終る。

(本会の経費)

第17条 本会の運営に要する経費は負担金、助成金、寄付金等をもって充てる。

- 2 負担金の額は総会で定めることとし、視察研修会、懇親会等共益事業の経費に充

てるものとする。

- 3 特別な事業を実施する場合において必要あるときは、理事会の議を経て特別負担金を徴収することができる。

第7章 雑 則

(規約の改廃)

第18条 この規約の改廃は、総会の決議を経るものとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、公益社団法人土浦法人会の当該規定を準用し、若しくは部会長が理事会に諮って別に定めることができるものとする。

付 則

この規約は、平成5年6月28日から施行する。

2. この規約の改正は、公益社団法人土浦法人会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から適用する。